

12 鶴岡市防災会議条例

平成17年10月1日

条例第14号

改正 平成20年3月26日条例第10号

平成22年3月25日条例第14号

平成25年3月22日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、鶴岡市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鶴岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平成25年5号・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 山形県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 山形県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 病院事業管理者
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) 公共的団体等の役職員のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の数は、65人以内とする。

7 第5項第8号及び第10号までに規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(平成20年10号・22年14号・25年5号・一部改正)

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査させるため、防災会議に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第5項第7号の規定により任命される委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、任命された日から平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日条例第 10 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 25 日条例第 14 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為（以下「処分等」という。）のうちこの条例の施行の際現にその効力を有する処分等で、施行日以後において病院事業管理者の権限に属することとなる事務（以下「管理者の事務」という。）に係るもの又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してなされている申請その他の行為（以下「申請等」という。）で、管理者の事務に係るものは、施行日以後においては、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による病院事業管理者がした処分等又は病院事業管理者に対してなされた申請等とみなす。

附 則 (平成 25 年 3 月 22 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(新たに任命される鶴岡市防災会議委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される鶴岡市防災会議委員の任期は、第 1 条の規定による改正後の鶴岡市防災会議条例第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する同条第 5 項第 8 号及び第 10 号の委員の任期の満了する日までとする。